

## 施策16 災害に強い都市基盤の整備を進めます

### 施策の柱

#### ① 地震に強い都市基盤の整備

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、市設建築物や橋りょう、地下鉄構造物、上下水道施設、河川堤防などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。特に、緊急輸送道路※においては、橋りょうの耐震化や電線類の地中化を推進し、災害時の機能確保を進めます。

#### ② 大雨に強い都市基盤の整備

河川・下水道等の整備を推進することで、全市域を対象に1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対しても床上浸水をおおむね解消し、市民の生命財産を守るとともに都市機能の確保をめざします。また、雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川や下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制※の推進をはかるとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発につとめるなど、治水安全度を高める取り組みを進めます。

#### ③ 臨海部の防災機能の強化

防潮壁、防潮水門及び耐震岸壁の整備・機能強化を促進し、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震と、それに伴う津波に備えます。

### 成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	51.8%	55%	65%
緊急輸送道路等にかかる橋りょうの耐震化率	66.1%	75%	89%
緊急雨水整備事業の整備率	91.8%	96%	100%

#### 関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画 ◆震災に強いまちづくり方針
- ◆建築物耐震改修促進計画 ◆無電柱化推進計画 ◆総合排水計画 ◆河川整備計画
- ◆緊急雨水整備事業 ◆第3期教育振興基本計画 ◆市営交通事業経営計画2023

※緊急輸送道路：災害の発生により道路が被害を受けた場合、緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うため、緊急に応急復旧を要する道路。

雨水流出抑制：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川・下水道への雨水流出量を抑制すること。

## 現状と課題

- ① **【現状】** 平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本地震、平成 30 (2018) 年 6 月の大阪府北部の地震、9 月の北海道胆振東部地震など、大規模地震とそれに伴う津波等により、全国各地で多大な被害が生じています。

また、南海トラフ巨大地震の発生確率 ◇ **河川堤防の耐震対策 (山崎川)**

は、今後 30 年以内に 70~80% と切迫度を増しており、本市では発生時に最大の死者数が約 6,700 人、最大の建物全壊・焼失棟数が約 66,000 棟という甚大な被害が想定されています。



**【課題】** 大規模地震発生時の被害を抑えるため、行政による一層の都市基盤施設の耐震化が求められています。

- ② **【現状】** 全国的に大雨が増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨 (西日本豪雨) など、これまでに経験したことのないような大雨により、各地で甚大な被害が発生しています。市内でも、1 時間 50mm を超える豪雨が増加しており、雨の降り方が激甚化しています。

本市では、これまで 1 時間 50mm の降雨に対応した河川・下水道などの施設整備をおおむね完了しています。また、平成 12 (2000) 年 9 月の東海豪雨などで著しい浸水被害が集中した地域などを対象に、原則 1 時間 60mm の降雨に対応する施設整備を実施しており、これにより、名古屋地方気象台における過去最高の 1 時間降雨量 97mm の降雨に対して床上浸水のおおむね解消をめざしています。

◇ **名古屋中央雨水調整池の整備**



**【課題】** 大雨による洪水・内水氾濫による被害を防止・軽減するため、平成 30 (2018) 年度に見直しを行った「総合排水計画」に基づき、河川・下水道等が連携した施設整備を推進することで治水機能を最大限発揮するとともに、雨水流出抑制を着実に推進していく必要があります。

- ③ **【現状】** 名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えています。本市では、防潮壁の改良、耐震強化岸壁の整備・機能強化など、名古屋港の防災機能の強化を促進しています。

**【課題】** 地震・津波などの大規模災害から背後住民の生命・財産や背後地域の産業活動を守るため、引き続き防災施設の一層の機能強化が求められています。

## 施策を推進する事業

### ① 地震に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
185 市有建築物の天井等落下防止対策	地震発生時に施設利用者の安全を確保するため、名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき、対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策を実施	実施	実施	観光文化交流局 教育委員会 はじめ関係局
186 住宅市街地総合整備事業の推進	居住環境の改善及び防災性の向上などをはかるため、土地区画整理事業との合併施行により、公園等の公共施設の整備を実施	大曽根北地区はじめ2地区の整備 ▶老朽住宅買収除却 ▶公園整備	大曽根北地区はじめ2地区の整備 ▶完了 2地区	住宅都市局
187 大規模盛土造成地の変動予測調査	大規模盛土造成地を対象とし、大地震発生時の滑動崩落のおそれがあるかどうかの調査を実施	調査準備	試験調査の実施  本格調査に向けた検討	住宅都市局
188 橋りょうの耐震化	災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施	耐震補強 ▶事業中 8橋  耐震改築 ▶事業中 1橋	耐震補強 ▶完了 10橋 (5か年)  耐震改築 ▶完了 1橋 (5か年)	緑政土木局
189 河川・排水施設の耐震化	南海トラフ巨大地震をはじめとする地震・津波に備えるため、河川堤防や排水施設の耐震対策を実施	山崎川堤防の耐震化延長 4,500m (累計)  排水施設の耐震化 ▶ポンプ所 1か所 (累計) ▶排水路 182基 (累計)	山崎川堤防の耐震化延長 9,200m (累計)  排水施設の耐震化 ▶ポンプ所 7か所 (累計) ▶排水路 検討・実施  大江川の地震・津波対策	緑政土木局

190 電線類の地中化	災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成のため、電線共同溝をはじめとした多様な整備手法による電線類の地中化を実施	事業中 ▶名古屋環状線 ▶新出来町線 ▶東志賀町線	事業中 ▶名古屋環状線  事業完了 ▶新出来町線 ▶東志賀町線	緑政 土木局
191 歩道橋の耐震化	地震時の落橋を防止するため、熊本地震により落橋した橋脚と同様の構造を持つ高蔵跨線橋 <small>こせんきょう</small> の耐震補強を実施	設計	工事完了	緑政 土木局
192 街区の世界座標化の推進	地震発生時の液化化現象等により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施	実施 市域の 43.6% (累計)	実施 市域の 50%程度 (累計)	緑政 土木局
193 水道基幹施設の更新及び耐震化	地震発生時においても水道水の供給を確保するため、取水場や浄水場などの基幹施設の更新にあわせて耐震化を計画的に実施	犬山系導水路 A 管の更新 ▶整備中  東山配水場第 3・4 号配水池の更新 ▶整備中  鳴海配水場配水池の整備 ▶整備中	犬山系導水路 A 管の更新 ▶整備完了  東山配水場第 3・4 号配水池の更新 ▶整備完了  鳴海配水場配水池の整備 ▶整備中  朝日系導水路 B 管の更新 ▶整備中  西部幹線などの整備 ▶整備中	上下 水道局
194 水道基幹施設の停電対策	取水場や浄水場などの基幹施設において長時間停電時にも配水が継続可能となるように、非常用発電設備の機能強化を実施	非常用発電設備の整備 ▶整備中 2 か所	非常用発電設備の整備 ▶整備完了 7 か所	上下 水道局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
195 配水管の更新 及び耐震化	地震発生時においても水道水の供給を確保するため、配水管の新設・更新にあわせて全給水区域で耐震化を推進するとともに、災害時の給水優先度が高い施設へ至る配水管について、優先的に耐震化を実施	配水管の整備 102 km  指定避難所へ至る配水管の耐震化を実施 ▶整備中 指定避難所	配水管の整備 510km (5 年)  優先度の高い施設へ至る配水管の耐震化 ▶整備完了 指定避難所 地域防災活動拠点 災害協力病院 緊急物資集配拠点	上下 水道局
196 下水道基幹施設 の改築及び 耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、水処理センターやポンプ所などの基幹施設の改築にあわせて耐震化を計画的に実施	露橋水処理センターの改築完了  空見スラッジリサイクルセンター第2期施設の整備 ▶下水污泥固形燃料化施設 整備中	空見スラッジリサイクルセンター第2期施設の整備 ▶下水污泥固形燃料化施設 整備完了 ▶焼却施設 整備中	上下 水道局
197 下水管の改築 及び耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、老朽化が進む下水管の改築にあわせて耐震化を推進するとともに、指定避難所等と水処理センターを結ぶなど重要な下水管の耐震化を優先して実施	下水管の改築 45km  重要な下水管の耐震化の実施	下水管の改築 225km (5 年)  重要な下水管の耐震化の実施	上下 水道局
198 地下鉄構造物 の耐震化	東日本大震災を踏まえ、安全性を高め、早期復旧をはかることができるようにするため、地下鉄構造物の耐震補強工事を実施	耐震補強工事の実施 32 駅 (累計) 25 区間 (累計)	耐震補強工事の実施	交通局

## ② 大雨に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
199 河川の整備	浸水被害の軽減をはかるため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川改修を推進するとともに、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえて、堤防強化等の緊急対策を実施	堀川の整備率（63 mm/h 降雨対応率） 40.0%	堀川の整備率（63 mm/h 降雨対応率） 48.0%  平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた堤防強化等の緊急対策の実施 4 河川（5 か年）	緑政 土木局
200 ため池の改良	平成 30 年 7 月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐため、安全性を評価し、必要に応じて改良を実施	緊急点検  既存資料による洪水吐の能力確認	能力調査  ため池の改良	緑政 土木局
201 土地改良区の排水機場等の長寿命化	浸水被害の軽減のため、老朽化した土地改良区の排水機場の機能診断の実施、機能保全計画の作成、それに基づく改修事業に応分の補助を行い、施設の長寿命化を支援	改修工事 ▶事業着手 1 か所 ▶事業完了 3 か所	改修工事 ▶事業完了 1 か所（5 か年）	緑政 土木局
202 下水道による浸水対策事業	1 時間 63 mm の降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1 時間約 100 mm の降雨に対しても床上浸水をおおむね解消することをめざし、下水道の整備を推進	名古屋中央雨水調整池などの雨水調整池の整備 ▶整備完了 2 か所 ▶整備中 3 か所  広川ポンプ所の整備 ▶整備中  下水道施設による浸水対策の実施	名古屋中央雨水調整池などの雨水調整池の整備 ▶整備完了 2 か所 ▶整備中 2 か所  広川ポンプ所の整備 ▶整備中  名駅前ポンプ所の整備 ▶整備中  下水道施設による浸水対策の実施	上下 水道局
203 雨水流出抑制の推進	雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川・下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制の推進をはかるとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発につとめるなど、治水安全度を高める取り組みを推進	公共施設への貯留・浸透施設の設置の推進  民間施設への貯留・浸透施設の普及・啓発の推進	公共施設への貯留・浸透施設の設置の推進  民間施設への貯留・浸透施設の普及・啓発の推進	上下 水道局 はじめ 関係局

### ③ 臨海部の防災機能の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
204 名古屋港の防災機能強化	地震・津波に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、堀川口防潮水門、耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進	防潮壁の液状化対策 ▶ 事業中  耐震強化岸壁の機能強化 ▶ 事業中  堀川口防潮水門の耐震対策 ▶ 事業中  中川口通船門の耐震対策 ▶ 事業完了	防潮壁の液状化対策 ▶ 事業中  耐震強化岸壁の機能強化 ▶ 事業完了  堀川口防潮水門の耐震対策 ▶ 事業完了	住宅 都市局





## 施策17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

### 施策の柱

#### ① 地域防災力の向上

家庭及び地域における防災対策の啓発や、中小企業の事業継続計画の策定支援、学校における防災教育を実施するとともに、地域特性に応じたきめ細かな防災活動への支援などを推進することで、地域防災力を高めます。

また、民間ブロック塀の撤去等に対する支援や、木造住宅が密集している地域における避難路の確保、延焼の拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間建築物の耐震化に対する支援などの減災対策を実施します。

#### ② 災害対応体制の強化

大規模災害時に継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点及び災害拠点病院としての市立病院・市立大学病院の機能強化などに取り組むとともに、同時多発的に発生する火災などへの対応のため、消防隊や消防団の機能強化などに取り組む、災害対応力を高めます。また、帰宅困難者を一時的に受け入れる退避施設の確保や、帰宅困難者用物資の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策を推進します。

#### ③ 避難対策・避難生活支援の推進

市民に適切な避難行動を促すための情報収集・伝達手段の充実などをはかるとともに、指定避難所においては、必要となる物資の備蓄や災害用トイレの充実などを進め、良好な生活環境の確保をめざします。

### 成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
家庭内において災害に対する備えをしている市民の割合	59.1%	100%	100%
地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合	13.9%	100%	100%
民間住宅の耐震改修助成件数(累計)	4,791戸	6,641戸	6,641戸以上

#### 関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画 ◆業務継続計画(震災編)
- ◆震災に強いまちづくり方針 ◆建築物耐震改修促進計画 ◆なごや集約連携型まちづくりプラン
- ◆名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 ◆第3期教育振興基本計画 ◆総合排水計画



## 現状と課題

① (現状) 家庭内の家具転倒防止対策や食糧の備蓄、自主防災組織単位での訓練などの防災対策の実施率が伸び悩んでおり、家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されています。

平成 30 (2018) 年 6 月の大阪府北部の地震においては、ブロック塀の崩落により 2 名の死者が発生しています。また、木造住宅が密集している地域において、災害発生時に被害の拡大が懸念されています。平成 27 (2015) 年度時点の民間住宅の耐震化率は約 89%ですが、令和 2 (2020) 年度までに 95%まで引き上げる目標を掲げています。

【課題】 家庭における防災対策を促進することで自助力を高めるとともに、地域特性に応じた共助の取り組みを促進し、地域防災力を向上させることが必要です。

また、法令の基準に合わないブロック塀の対策や、木造住宅が密集している地域の減災対策を進めるとともに、引き続き民間住宅等の耐震化を支援することが必要です。

### ◇ 自主防災組織図上訓練の様子



② (現状) 大規模災害発生時には、市役所、区役所・支所及び土木事務所などの防災拠点が一時的に円滑に対応していくことが求められます。また、同時多発的な火災の発生や建物の倒壊などにより、消火や救助要請の急増が予想されます。

名古屋駅周辺ではリニア開業を控え大規模開発が進んでおり、発生が想定される帰宅困難者数は、現在約 8.5 万人と推計されています。

### ◇ 帰宅困難者を想定した防災訓練の様子



【課題】 大規模災害発生時に初動期からの継続した災害対応を実施し、被害を軽減させるため、防災拠点の機能強化や職員の災害対応体制の強化、消防力の充実強化などを平時からはかる必要があります。また、帰宅困難者対策など、市民や企業と連携した防災・減災対策を継続して推進する必要があります。

③ (現状) 気象庁は、南海トラフ沿いに異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしています。また、近年の各地の災害において、指定避難所における環境面や運営面での問題が浮き彫りとなっています。

【課題】 情報収集・伝達手段の充実をはかるとともに、指定避難所における避難者の避難生活の質の向上をはかる必要があります。

施策を推進する事業

① 地域防災力の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
205 地区防災カルテを活用した防災活動の推進	地域の災害リスクや防災活動の実施状況等を整理した地区防災カルテを活用し、地域住民とともに地域特性を考慮した防災活動に取り組むため、地域との話し合いの上、今後取り組むべき防災活動（地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練等）を検討し、推進	カルテを活用した防災活動の実施 3区	カルテを活用した防災活動の実施 16区	防災危機管理局 消防局
206 地域防災マネジメント事業の推進	家庭及び自主防災組織の防災力を詳細に捉え、計画的・継続的にその防災対策の進捗を把握し、家庭及び自主防災組織の状況に応じた防災力の向上をはかるための具体的な提案・支援を実施	家庭及び自主防災組織の防災力の把握に向けた手法の検討  家庭における防災対策の推進 ▶家庭における防災対策の効果的な啓発手法の検討 ▶家具の固定ができるボランティアの養成・派遣  自主防災組織の育成 ▶自主防災組織の活動支援  ▶木造住宅密集地域における初期消火資器材の導入	家庭及び自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と支援  家庭の防災力に応じた防災対策の推進 ▶戸別訪問による防災用品を活用した意識啓発の実施 ▶家具の固定ができるボランティアの養成・派遣  自主防災組織の育成 ▶自主防災組織の防災力に応じた活動支援  ▶木造住宅密集地域における初期消火体制の整備	消防局
207 防災安心まちづくり事業の推進	小学校区単位で組織された防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参画型の防火防災活動の展開や、地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進	協働による防火防災事業の実施  地域と事業所との支援協力体制づくりの推進	協働による防火防災事業の実施  地域と事業所との支援協力体制づくりの推進	消防局

施策 17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

<p>208 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援</p>	<p>施設利用者の安全な避難のため、想定しうる最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等に対し、避難確保計画等の作成支援を実施するとともに、民間介護施設や障害者支援施設等における医療的配慮の必要な入所者などの安全確保をはかるため、停電時においても事業の継続を可能とする非常用自家発電設備の設置を促進</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>防災危機管理局 健康福祉局</p>
<p>209 防災意識向上に向けた啓発</p>	<p>市民の防災意識向上をはかり、災害に対する備えを促進するため、総合防災訓練や港防災センターにおける展示等により防災知識の普及啓発を実施するとともに、伊勢湾台風60年事業など歴史的災害の教訓の伝承等を実施</p>	<p>港防災センター ▶運営  総合防災訓練の実施</p>	<p>港防災センター ▶運営 ▶展示更新 (令和元年度)  総合防災訓練の実施  伊勢湾台風60年事業の実施 (令和元年度)  防災推進国民大会2019 関連事業の実施 (令和元年度)</p>	<p>防災危機管理局</p>
<p>210 学校における防災教育</p>	<p>児童生徒の防災に対する意識を高めるため、なごやっ子防災ノートを活用した家庭とも連携した防災教育や、より実践的な防災訓練を実施するとともに、防災教育の充実をはかるための教職員向けの講習会を実施</p>	<p>なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施  なごやっ子防災ノートを通じた家庭への防災意識の啓発  実践的な防災訓練の実施  防災教育講習会の実施</p>	<p>なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施  なごやっ子防災ノートを通じた家庭への防災意識の啓発  実践的な防災訓練の実施  防災教育講習会の実施  防災用ヘルメットの配備 ▶小学校・特別支援学校小学部</p>	<p>教育委員会</p>

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
211 水防法改正等に 伴うハザード マップの見 直し・作成	想定しうる最大規模の洪水・内水・ 高潮等を前提とした浸水想定区域 や避難行動等を周知するため、ハザ ードマップの見直し・作成を実施	検討	作成・配布	防災危機 管理局 緑政 土木局 上下 水道局
212 中小企業の事 業継続計画の 策定支援	中小企業の事業継続計画の策定を 支援するため、事業継続計画に関す る普及啓発やセミナー等を実施	実施 ▶普及啓発 ▶セミナーの開催	実施 ▶普及啓発 ▶セミナーの開催	市民 経済局
213 民間ブロック 塀等の撤去等 促進	地震発生時における民間ブロック 塀等の倒壊による被害や避難時の 通行の妨げとなることを防止する ため、撤去等の対策を促進	促進	促進	健康 福祉局 子ども 青少年局 住宅 都市局
214 木造住宅密集 地域の減災対 策	木造住宅が密集している地区の防 災性向上のため、老朽木造住宅除却 助成、生活こみち整備促進事業等の 助成を組み合わせ実施	老朽木造住宅除却助成 ▶助成 21件  生活こみち整備促進 事業 ▶助成 4件	老朽木造住宅除却助成 ▶助成 150件(5か年)  生活こみち整備促進 事業 ▶助成 3件	住宅 都市局
215 感震ブレーカ ーの設置促進	地震の揺れに伴う電気機器からの 出火や停電復旧時に起こる火災の 発生を防ぐため、地震を感知した際 に自動的にブレーカーを落とす機 能を持つ感震ブレーカーの設置を 促進	感震ブレーカー設置 ▶助成 70件	感震ブレーカー設置 ▶助成 2,900件(5か年)	防災危機 管理局

<p>216 民間建築物の耐震化</p>	<p>民間住宅等の耐震化を促進するため、旧耐震基準の住宅の無料耐震診断や耐震改修助成等を実施するとともに、多数の者が利用する建築物等の耐震診断助成等を実施</p>	<p>民間住宅 ▶耐震診断 木造 27,513 件（累計） 非木造 10,408 戸（累計） ▶耐震改修 4,791 戸（累計）  多数の者が利用する建築物 ▶耐震診断 87 件（累計）  要緊急安全確認大規模建築物 ▶耐震改修 6 件（累計）  要安全確認計画記載建築物 ▶耐震改修 10 件（累計）</p>	<p>民間住宅 ▶耐震診断 木造 33,513 件（累計） 非木造 13,908 戸（累計） ▶耐震改修 6,641 戸（累計）  多数の者が利用する建築物 ▶耐震診断 162 件（累計） ▶耐震改修 4 件（累計）  要緊急安全確認大規模建築物 ▶耐震改修 11 件（累計）  要安全確認計画記載建築物 ▶耐震改修 45 件（累計）</p>	<p>住宅 都市局</p>
<p>217 地下街の防災対策の推進</p>	<p>大規模地震時に地下街利用者の安全確保をはかるため、地下街管理会社等に対し、地下街防災推進計画に定める耐震改修、施設整備等への助成を実施</p>	<p>防災対策に着手した地下街数 5 地下街（累計）</p>	<p>防災対策に着手した地下街数 7 地下街（累計）</p>	<p>住宅 都市局</p>

## ② 災害対応体制の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
<p>218 災害対策本部の機能強化</p>	<p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時に円滑かつ強力に対応するため、必要な規模と機能を備えた災害対策本部を構築</p>	<p>災害対策本部移設工事の設計  運営体制の検討</p>	<p>災害対策本部の移設工事完了 （令和 2 年度）  運営体制の充実</p>	<p>防災危機管理局</p>

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
219 非常用電源設備の機能強化	災害時に地域防災活動拠点となる区役所・支所、消防署が、停電時においても災害対応活動を継続できるよう、非常用電源設備の機能強化を実施	区役所 ▶整備 14区（累計）  支所 ▶検討  消防署 ▶設計 1か所 ▶工事完了 2か所	区役所 ▶整備 15区（累計）  支所 ▶調査結果を踏まえ整備  消防署 ▶設計 1か所（5か年） ▶工事完了 2か所（5か年）	市民 経済局 消防局
220 土木事務所の防災体制の維持・強化	頻繁に発生する台風、ゲリラ豪雨や、発生が危ぶまれる南海トラフ巨大地震等の災害へ対応するため、道路や河川等の応急復旧を行う地域防災活動拠点である土木事務所において、関係機関等と防災訓練を実施するとともに、得た課題を踏まえてマニュアル等の見直しを実施	防災訓練の実施  防災体制の維持・強化に向けたマニュアル等の見直し	防災訓練の実施  防災体制の維持・強化に向けた課題の抽出及び対応	緑政 土木局
221 震災時の消防・救助体制の充実	震災時に発生が予想される同時多発火災などに的確に対応するため、消防隊・消防団の機能強化、消防水利・資機材の整備を進めるとともに、建物倒壊など困難な状況下で迅速に人命救助を行うための活動技術の研究・検証を実施	無限消防水利の確保に向けた基礎調査  消防隊と消防団による連携訓練の実施  可搬式ポンプの整備 18台	無限消防水利の確保  大規模震災時における消防隊・消防団の活動能力の向上  可搬式ポンプの整備	消防局
222 大規模災害等の発生時に多くの被災者拠点病院としての市立大学病院の機能強化	大規模災害等の発生時に多くの被災者に対して適切な災害医療活動を行うための、災害医療施設等の機能強化	救急・災害医療のあり方に関する調査  災害派遣医療チーム（DMAT※）の配置	救急・災害医療施設の整備推進  災害派遣医療チーム（DMAT）の増強	総務局
223 災害時における重症患者の適切な災害拠点病院としての市立病院の医療機能の充実	災害時における重症患者の適切な医療を確保するため、災害拠点病院として東部医療センター及び西部医療センターに災害派遣医療チーム（DMAT）を配置するとともに、災害対応備品及び非常用電源設備を維持・更新するなど医療機能を充実	災害派遣医療チーム（DMAT）の配置  災害対応備品及び非常用電源設備の維持・更新	災害派遣医療チーム（DMAT）の増強  災害対応備品及び非常用電源設備の維持・更新	病院局

施策 17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

224 あいち・なごや 強靱化共創セ ンターとの連 携事業	企業・県民・行政の強靱化を支援 するため、産学官が連携し、大規模 災害発生時においても中部圏の社 会経済活動を維持し、強靱化を推 進する上での課題解決に向けた調 査・研究及び防災人材の育成等の事 業を実施	実施	実施	防災危機 管理局
225 国及び自治体 間の相互連携 の推進	広域的な大災害に備えるため、合同 図上訓練や河川洪水を想定した情 報伝達訓練を実施するとともに、 国、愛知県、近隣市町村等との連携 を推進	訓練の実施  連携の推進	訓練の実施  連携の推進	防災危機 管理局
226 被災地域への 支援	東日本大震災の被災地の復興のた め、陸前高田市等に職員派遣等の支 援を行うとともに、防災意識の高揚 をはかるため、被災地の現状や被災 の教訓を伝える報告会等や陸前高 田市との友好都市協定に基づく交 流を実施	被災地への職員派遣 ▶陸前高田市 12名 ▶気仙沼市 1名  報告会等の開催  陸前高田市への産業 支援、医療支援、交 流支援（催事等にお ける郷土芸能の相互 披露など）の実施	復興状況などを踏ま えて実施	防災危機 管理局
227 防災まちづく りの推進	災害リスクの状況に応じた土地利 用の誘導をはかるため地震災害危 険度評価図情報の公開や、なごや集 約連携型まちづくりプランに基づ く誘導区域外の届出制度の活用に より、災害リスクの周知等を実施	実施	実施	住宅 都市局
228 都市再生安全 確保計画等の 作成・運用	大規模地震時の名古屋駅をはじめ とする主要な交通結節点周辺にお ける滞在者等の安全の確保と都市 機能の継続をはかるため、官民連携 による一体的・計画的なソフト・ハ ード両面の対策を実施	名古屋駅周辺地区 ▶「第3次名古屋駅 周辺地区都市再生 安全確保計画」の 作成  金山駅周辺地区 ▶エリア防災計画の 検討  その他地区 ▶対策の検討	名古屋駅周辺地区 ▶都市再生安全確保 計画の推進  金山駅周辺地区 ▶エリア防災計画の 検討・運用  その他地区 ▶対策の検討	防災危機 管理局 住宅 都市局

※DMAT：Disaster Medical Assistance Teamの略。大規模災害や多数の傷病者が発生した事故など  
の現場に向かい、災害急性期（約48時間以内）に活動する、専門的な訓練を受けた医療チーム。



事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
229 帰宅困難者対策の推進	大規模災害発生時において、公共交通機関の途絶により発生する帰宅困難者に伴う混乱を抑制及び解消するため、官民一体となり対策等を実施	普及啓発の実施 備蓄物資の分散配付 ▶名古屋駅周辺地区	普及啓発の実施 備蓄物資の分散配付 ▶金山駅周辺地区	防災危機管理局
230 名古屋駅周辺地区の危機管理体制の強化に向けた検討	リニア中央新幹線の開業を控え名古屋駅周辺地区における開発が進展する中で、帰宅困難者への対応など、大規模地震等発生時における、同地域の危機管理体制の充実強化について検討	検討	検討	防災危機管理局 消防局 はじめ関係局

### ③ 避難対策・避難生活支援の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
231 災害時の情報収集・伝達手段の充実	災害発生時に迅速に被害状況等の情報を収集するとともに、適切な避難行動等を促進するため、避難勧告や大津波警報などの緊急情報を伝達	情報伝達手段の充実 ▶同報無線 ▶緊急速報メール ▶ウェブサイト ▶SNS <sup>*</sup> 等  情報収集手段の充実 ▶デジタル移動無線 ▶災害対策支援ネットワーク 等	情報伝達手段の充実 ▶同報無線 ▶緊急速報メール ▶ウェブサイト ▶SNS 等  情報収集手段の充実 ▶デジタル移動無線 ▶市町村防災支援システム ▶水位情報周知システムの構築・運用等	防災危機管理局 上下水道局
232 道路・河川等の防災情報の収集・提供	市民や企業等の的確な避難行動を促進するため、道路・河川等監視情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険か所の状況把握を行うとともに、市民への提供を実施	実施 ▶危険か所の画像取得 ▶市民への画像提供	実施 ▶危険か所の画像取得 ▶市民への画像提供	緑政土木局
233 市有施設におけるブロック塀等の撤去等	地震発生時に塀が倒壊し、倒れた塀の下敷きとなる被害の発生や、道路が塞がることによる避難・救助・消火活動の遅れの発生を防ぐため、建築基準不適合及び老朽化したブロック塀等の撤去等を実施	調査・撤去等	撤去等	子ども青少年局 教育委員会 はじめ関係局

※**SNS**：Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。

施策 17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

<p>234 指定避難所における良好な生活環境の確保</p>	<p>避難者等に物資を供給するため、避難生活に欠かせない食糧や毛布等の物資の分散備蓄などを進めるとともに、指定避難所の質の向上をめざすため、必要な各種方策について順次検討し、対策を推進</p>	<p>災害救助物資の備蓄 ▶食糧 169 万食 ▶毛布 32.7 万枚</p> <p>さまざまな業態の事業者との災害時における物資供給協力に関する協定締結の推進</p> <p>円滑な避難所運営の支援</p>	<p>災害救助物資の備蓄 ▶食糧 175 万食 ▶毛布 34.3 万枚</p> <p>さまざまな業態の事業者との災害時における物資供給協力に関する協定締結の推進</p> <p>円滑な避難所運営の支援</p> <p>避難生活が長期化した場合も見据えた取り組みの推進</p>	<p>防災危機管理局 はじめ関係局</p>
<p>235 災害用トイレの充実</p>	<p>災害発生時に要配慮者を含めた避難者が円滑にトイレを使用することができるよう、車いすに対応していない一部の災害用トイレを車いす対応型に更新するとともに、夜間に使用するための照明を配備</p>	<p>実施 ▶車いす対応型トイレの割合 93% ▶照明を配備したトイレの割合 0%</p>	<p>実施 ▶車いす対応型トイレの割合 100% ▶照明を配備したトイレの割合 100%</p>	<p>環境局</p>
<p>236 学校における避難所機能の強化</p>	<p>大規模災害発生時に指定避難所となる市立小・中学校において、避難者が安心してトイレを利用することができるよう、体育館周りや屋外トイレについて洋式化を中心とした改修を進めるとともに、大規模地震発生時に給排水機能を確保するため、学校敷地内の埋設給排水管の耐震性を強化</p>	<p>屋外及び体育館回りに洋式トイレがある割合（平成 29 年度） ▶小学校 28.2% ▶中学校 28.4%</p> <p>埋設給排水管の改修</p>	<p>屋外及び体育館回りに洋式トイレがある割合 ▶小学校 100% ▶中学校 100%</p> <p>埋設給排水管の改修</p>	<p>教育委員会</p>

## 施策18 市民の命を守る消防体制の充実強化をはかります

### 施策の柱

#### ① 火災予防体制の充実

火災による死傷者の発生を防止するため、高齢者の焼死事故防止をはじめとした住宅の防火対策や、社会福祉施設などの事業所における消防法令違反の是正を推進するなど、火災予防体制の充実をはかります。

#### ② 消防・救助体制の充実

多様化・複雑化する災害に的確に対応していくため、消防車両や資機材、消防施設の整備を進めるなど消防隊・消防団の充実強化をはかるとともに、指令管制システムを更新するなど総合防災情報システム<sup>\*</sup>の充実に取り組み、消防・救助体制の充実をはかります。

#### ③ 救急救命体制の充実

増加する救急需要に迅速かつ的確に対応していくため、救急隊の増隊や救急需要の増加緩和などの救急活動に遅れを生じさせないための対策や、救急業務の高度化を進めるとともに、市民への応急手当の普及啓発に取り組み、救急救命体制の充実をはかります。

### 成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
戸別訪問により防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯 <sup>*</sup> の数 (累計)	778 世帯	15,000 世帯	17,000 世帯
119 番通報受付から病院収容までの 平均時間	31.3 分 (平成30年)	30 分以下 (令和5年)	30 分以下 (令和12年)
心肺停止傷病者に対する応急手当の 実施率	60.9% (平成29年度)	60%以上	60%以上

#### 関連する個別計画

◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画

<sup>\*</sup>総合防災情報システム：119番通報の受け付けや消防署への出動指令などを行うための指令管制システム、高所監視カメラや消防ヘリコプターに搭載のテレビカメラなどの映像で災害状況を把握するための画像伝送システムなどで構成される総合システム。

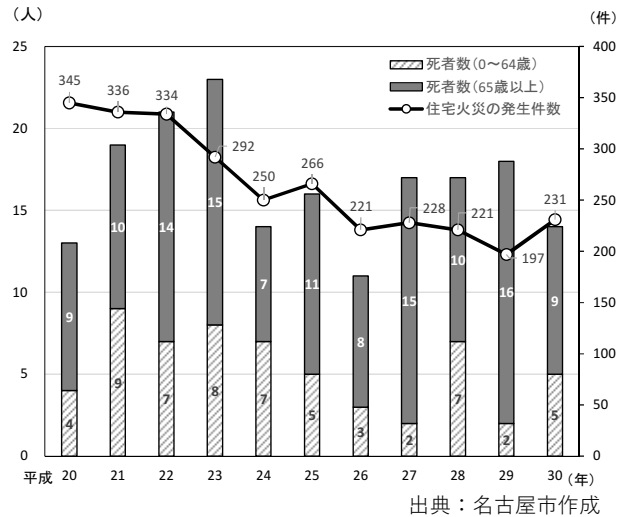
防火対策重点推進世帯：75歳以上の要支援者のみで構成されている世帯。

## 現状と課題

① **【現状】** 市内における建物火災の約 63% を住宅火災が占めており、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合は約 64%（平成 30（2018）年）となっています。また、高齢化の進行に伴い高齢者が利用する社会福祉施設などが増加しており、同種の施設における火災による死者の発生が全国的な問題となっています。

**【課題】** 住宅火災の被害を抑制するための効果的な対策を進めるとともに、高齢者世帯や高齢者利用施設に対する防火対策を重点的に推進する必要があります。

◇ 住宅火災による死者（自殺者を除く）の発生状況の推移



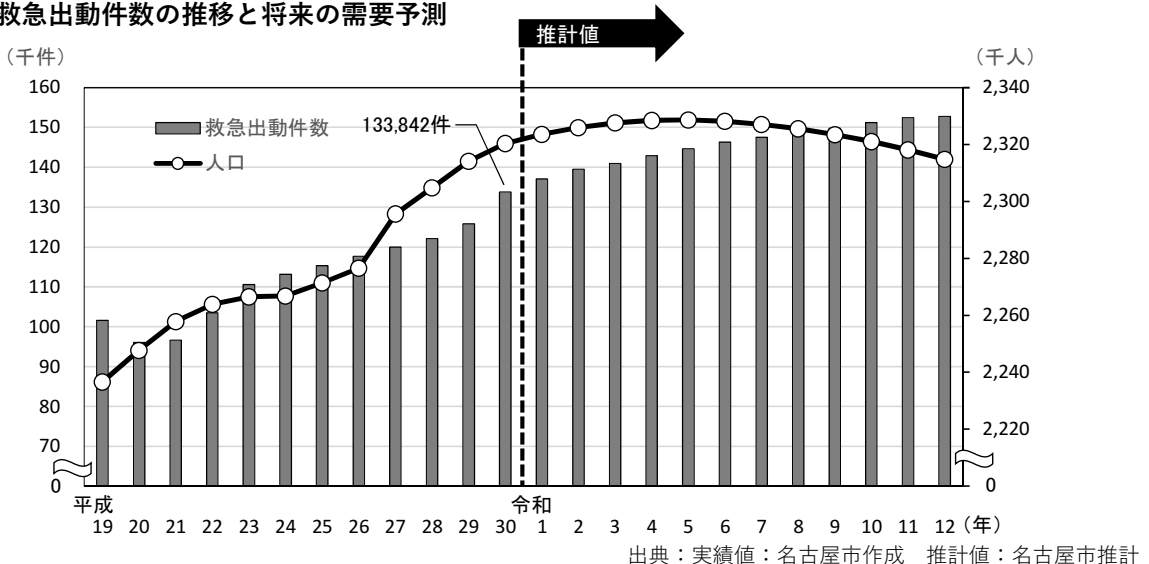
② **【現状】** 大規模倉庫火災や、市街地の火災における広範囲な延焼拡大など、災害の多様化・複雑化が懸念されています。

**【課題】** あらゆる災害に的確に対応していくための取り組みを継続して行っていく必要があります。

③ **【現状】** 高齢者人口の一層の増加により、今後も救急需要は増加を続け、令和 10（2028）年には年間の救急出動件数が 15 万件を超えると見込まれており、救急車の現場や病院への到着の遅れが懸念されています。

**【課題】** 増加する救急需要に的確に対応していくための取り組みを進めていく必要があります。また、市民による AED（自動体外式除細動器）の使用など、応急手当の普及を進めていく必要があります。

◇ 救急出動件数の推移と将来の需要予測



施策を推進する事業

① 火災予防体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
237 火災による死者を防止する対策の推進	火災による高齢者の被害を防止するため、関係機関などと連携した住宅防火対策を推進するとともに、社会福祉施設などの防火安全性の向上をはかるための防火指導を実施	高齢者世帯への戸別訪問の実施 ▶ 防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯 778 世帯  社会福祉施設などへの防火指導の実施	高齢者世帯への戸別訪問の実施 ▶ 防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯 15,000 世帯（累計）  社会福祉施設などへの防火指導の実施  火災による死者を防止するための効果的な対策の検討・実施	消防局
238 住宅用火災警報器の普及啓発	住宅火災による被害を低減させるため、企業との連携などによる効果的な住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の普及啓発を実施	実施	実施	消防局
239 事業所などの防火安全性の向上	事業所などの防火安全性を向上させるため、定期的に立入検査を実施するとともに、法令違反の是正指導及び違反処理を実施	実施 ▶ 立入検査 6,980 事業所	実施	消防局

② 消防・救助体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
240 消防車両・資機材等の充実	多様化・複雑化する災害に対応するため、消防車両・資機材の整備・機能強化を実施	消防車両の更新 18 両  消防活動用バイクの導入 2 両	消防車両の更新   消防活動資機材の充実強化	消防局

241 消防団の充実強化	消防力の一翼を担う消防団の充実強化をはかるため、消防団の施設及び装備の充実をはかるとともに、消防団が活動しやすい環境を整えるなど消防団員の入団を促進	消防団施設の機能強化に向けた検討  消防団装備の整備 ▶ 発電機・投光器 266 台  消防団員の入団促進	消防団施設の整備推進  消防団装備の充実  消防団員の入団促進	消防局
242 総合防災情報システムの充実	総合防災情報システムの充実をはかり、安定した運用を維持するため、消防業務の根幹をなす指令管制システムや、災害現場の映像をリアルタイムに送受信する画像伝送システムの更新などを実施	外国人からの通報などにかかる同時通訳事業の実施  聴覚・言語機能障害者のための緊急通報システムの導入  災害情報収集機能の強化 ▶ 無人航空機（ドローン）の導入 ▶ ウェアラブルカメラの導入	外国人からの通報などにかかる同時通訳事業の実施      画像伝送システムの更新完了  指令管制システムの更新 ▶ 事業中	消防局

### ③ 救急救命体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
243 救急出動対応の充実	心肺停止など重篤な傷病者への救急救命処置を遅らせないよう、救急隊を増隊するとともに、傷病者を迅速に医療機関へ収容するための救急活動の効率化を実施	救急隊の増隊 42 隊（累計）  救急活動の効率化に向けた検討  救急隊運用最適化システムの研究への参加	救急隊の増隊  救急活動の効率化 ▶ 軽量資器材の導入 ▶ ICT※活用の検討  救急隊運用最適化システムの実用化検討	消防局

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
244 救急需要増加 緩和策の推進	救急需要への迅速かつ的確な対応が継続できるよう、救急需要の増加を緩和するための取り組みを推進	救急予防の推進 ▶ 高齢者への救急事故防止対策の啓発  医療機関などと連携した対策の検討・実施 ▶ 高齢者福祉施設への啓発  救急受診判断を支援する方策の検討	救急予防の推進 ▶ 効果的な救急事故防止対策の検討・実施  医療機関などと連携した対策の検討・実施  救急受診判断を支援する方策の検討・実施	消防局
245 応急手当の普及啓発	救急隊が到着するまでの間に市民が応急手当を行うことができるようにするため、AEDの活用を含む応急手当の普及を推進	救命講習の実施 ▶ 救命講習 960回 ▶ 救命入門コース 604回  受講者のニーズにあわせた講習の実施 ▶ ウィメンズ講習 12回	救命講習の実施	消防局
246 救急業務高度化の推進	傷病者への適切な処置を確実に実施するため、救急業務の高度化に対応した救急救命士の養成・研修や資器材の整備を実施	救急救命士の養成 18名  救急救命処置の範囲の拡大にかかる研修の実施  救急救命士の再教育の実施	救急救命士の養成  救急救命処置の範囲の拡大にかかる資器材の整備及び研修の実施  救急救命士の再教育の実施	消防局

施策 18 市民の命を守る消防体制の充実強化をはかります



## 施策19 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます

### 施策の柱

#### ① 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動や防犯市民講座などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚をはかります。また、防犯カメラの設置、防犯灯のLED化による街頭犯罪などを抑止するための環境整備をはじめとする地域防犯活動への支援や、子どもの見守り活動などを通じ、地域の防犯力を向上します。

#### ② 交通事故のない地域づくり

年代にあわせた交通安全教室・教育の実施や、交通安全市民運動などの時期にあわせたキャンペーンの実施、高齢者の運転免許自主返納の促進などに取り組むとともに、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車安全適正利用を促進するほか、交通事故危険か所の重点的な交通安全対策を進めるなど、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

#### ③ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等への支援拠点である総合支援窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害等により生じた不安や問題の相談に応じるほか、二次的被害の防止に向けた広報・啓発を行うなど、「犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等に対する支援を進めます。

#### ④ 安心・安全な生活環境の確保

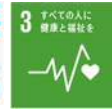
客引き行為等の禁止区域の指定及び指導等、空き家の適切な管理等についての情報提供や支援、いわゆるごみ屋敷問題の解決に向けた支援等を進めることにより、市民の安心・安全な生活環境の確保をはかります。

### 成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
主要罪種 <sup>*</sup> の認知件数	9,262件 (平成30年)	7,841件 (令和5年)	5,823件 (令和12年)
年間交通事故死者数	55人 (平成30年)	31人 (令和5年)	24人 (令和12年)
犯罪被害者等総合支援窓口の認知度	5.4%	17%	33%
特定空家等(周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等)の件数	120件 (平成29年度)	88件 (令和4年度)	85件 (令和11年度)

#### 関連する個別計画

- ◆第10次交通安全計画
- ◆空家等対策計画
- ◆第3期教育振興基本計画



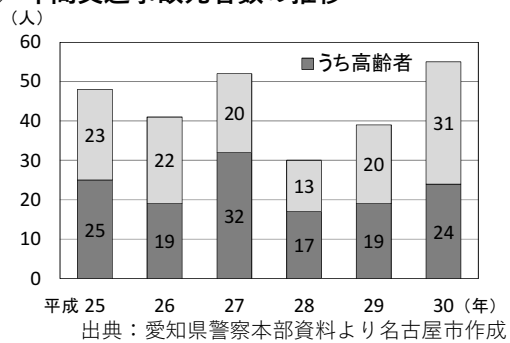
## 現状と課題

① **【現状】** 市内における刑法犯認知件数は、平成 30（2018）年は平成 15（2003）年の約 24.2%（22,514 件）まで減少しましたが、特に空き巣をはじめとする住宅対象侵入盗は、依然として指定都市ワースト 1 位が続いています。

**【課題】** 市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。

② **【現状】** 市内における交通事故死者数は、平成 30（2018）年は 55 人（前年比 16 人増）となっています。中でも、高齢者は交通事故の被害者に占める割合が高く、今後の高齢化の進行に伴い、加害者に占める割合も高くなることが予測されます。

◇ 年間交通事故死者数の推移



**【課題】** 交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより事故を

防止するとともに、これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者及び加害者とならないような対策に力を入れていくことが求められています。

③ **【現状】** 刑法犯認知件数及び人身事故件数は減少傾向にありますが、さまざまな犯罪等に巻き込まれる犯罪被害者等が存在しており、直接的な被害だけでなく、周囲の無理解により二次的被害を受けることがあります。

**【課題】** 市民や事業者の犯罪被害への理解を深めることで二次的被害の防止を推進し、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるようにすることが必要です。

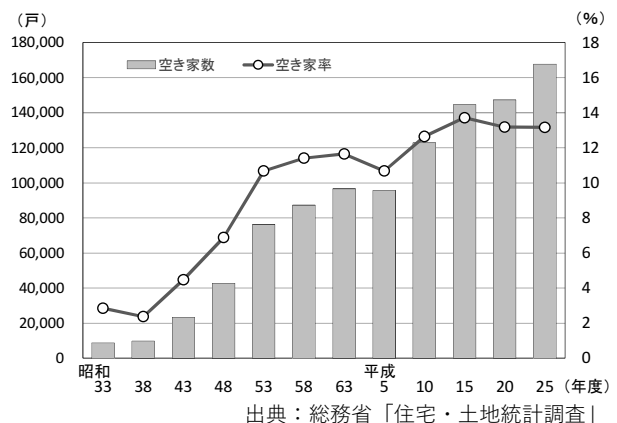
④ **【現状】** 市内の繁華街における客引き行為等により、通行の支障となり安心して歩きにくくなるなどの問題が生じています。

市内における空き家の戸数は、少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化や社会的ニーズの変化などに伴い、今後も増加していくことが見込まれています。

住居やその敷地内などに物品等をため込み、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすいわゆるごみ屋敷が問題となっています。

**【課題】** 客引き行為等の対策や空き家の適切な管理等、ごみ屋敷問題への対応を進めるなど、市民の安心・安全な生活環境を確保することが必要です。

◇ 空き家数・率の推移



※**主要罪種**：体感治安に影響を与えやすい罪種のうち本市が指定する罪種。強盗、恐喝、侵入盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機ねらいをさす。

施策を推進する事業

① 犯罪のない地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
247 生活安全活動の推進	地域のさらなる防犯力の向上と市民の防犯意識の高揚をはかるため、地域における防犯カメラの設置費用の一部助成等、地域の防犯活動を支援するとともに、地域安全指導員による防犯パトロールや防犯市民講座等を実施	防犯灯電灯料の補助 40,575 灯 (平成 30 年度未見込)  街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 ▶ 防犯カメラ設置助成 302 台 ▶ 防犯灯 LED 化助成 2,593 灯 (平成 30 年度未見込)  広報・啓発活動等の実施 ▶ 防犯市民講座開催 52 回	防犯灯電灯料の補助  街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 ▶ 防犯カメラ設置助成 ▶ 防犯灯 LED 化助成  広報・啓発活動等の実施 ▶ 防犯市民講座開催  公用車へのドライブレコーダーの設置	市民 経済局
248 再犯防止推進モデル事業	地域における支え合いを促進し、安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、社会的孤立を生まない地域の取り組みについての考察を行い、実態調査や支援策の実施、効果検証といった一連の取り組みの実施を通じて、国と地方の協働による地域の効果的な再犯防止対策のあり方を検討	実施 ▶ 実態調査 ▶ 支援策の実施	実施 (令和 2 年度まで) ▶ 支援策の実施 ▶ 効果検証	市民 経済局
249 登下校時における子どもの安全対策の推進	登下校時の子どもたちの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、子どもたちを守るための情報の共有化をはかるため、不審者情報等の緊急情報の配信を実施	巡回指導の実施  見守り活動の実施 ▶ 子ども安全ボランティア登録者 86,419 人  緊急情報メール配信システムの運用	巡回指導の実施  見守り活動の実施 ▶ 子ども安全ボランティア登録者 87,000 人  緊急情報メール配信システムの運用	教育 委員会

## ② 交通事故のない地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
250 交通安全活動の推進	交通安全意識の浸透をはかるため、愛知県警察や地域と連携した交通安全市民運動を実施するとともに、地域における交通安全活動を推進するため、幼児・児童・高齢者などを対象とした交通安全教室や、自転車の安全利用についての広報・啓発を実施	広報・啓発活動等の実施 ▶交通安全市民運動の実施 全16区 ▶交通安全教室の実施 全266学区  高齢者の運転免許自主返納の促進  自転車安全適正利用の促進	広報・啓発活動等の実施 ▶交通安全市民運動の実施 全16区 ▶交通安全教室の実施 全266学区  高齢者の運転免許自主返納の促進  自転車安全適正利用の促進	市民経済局
251 交通事故危険か所の交通安全対策	交通事故を無くすため、交通事故の発生またはそのおそれがあり、対策を実施する必要があるか所において、道路の状況やこれまでの事故の形態に応じ、道路のカラー化等の交通安全対策を重点的に実施するとともに、過去の事故データ等をもとに事故状況を分析し、ラウンドアバウト等の新たな交通安全対策を検討・実施	防護柵、路面標示、道路照明等の設置	防護柵、路面標示、道路照明等の設置  新たな交通安全対策の導入を検討・実施	緑政土木局
252 通学路安全対策の実施	通学路の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路を点検し、交通安全対策を実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	緑政土木局
253 幼児児童生徒への交通安全教育	市立全校（園）において交通安全教育を実施するとともに、小・中学校における通学路の安全対策を実施	実施 ▶交通安全教育 全校（園） ▶体験型交通安全訓練 全小学校 ▶通学路安全点検 全小・中学校	実施 ▶交通安全教育 全校（園） ▶体験型交通安全訓練 全小学校 ▶通学路安全点検 全小・中学校	教育委員会

### ③ 犯罪被害者等への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
254 犯罪被害者等 支援事業	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、殺人や性犯罪等の故意犯だけでなく、交通事故等の過失犯も含めすべての犯罪被害者等に対する支援を実施	総合支援窓口の設置  経済的・精神的支援の実施  広報啓発・人材育成の実施 ▶市民向け講座の開催 6回  犯罪被害者等早期援助団体への助成	総合支援窓口の運営  経済的・精神的支援の実施  広報啓発・人材育成の実施 ▶市民向け講座の開催 26回（5か年）  犯罪被害者等早期援助団体への助成	市民 経済局

### ④ 安心・安全な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
255 空家等対策の 推進	空家等の適切な管理の推進及び活用を促進するため、所有者等に対し適切な管理につとめるように促すとともに、情報提供その他必要な支援を実施	推進 ▶特定空家等の件数 120件 (平成29年度)	推進 ▶特定空家等の件数 88件	市民 経済局
256 客引き行為等 対策の推進	安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成をはかるため、市民及び事業者等の意識啓発を行うとともに、禁止区域等の指定及び指導等を実施	広報・啓発活動の実施  禁止区域等の指定  客引き行為等への指導等の実施	広報・啓発活動の実施  禁止区域等の指定  客引き行為等への指導等の実施	市民 経済局
257 安心・安全・快 適まちづくり 活動の支援	安心・安全で快適なまちを実現するため、学区連絡協議会などが実施する地域活動に対し助成	実施 ▶区安心・安全で快適なまちづくり協議会 全16区 ▶学区連絡協議会等 全266学区	実施 ▶区安心・安全で快適なまちづくり協議会 全16区 ▶学区連絡協議会等 全266学区	市民 経済局
258 住居の不良堆 積物対策の推 進	住居やその敷地内などに物品等を堆積または放置し、周辺的生活環境に悪影響を与える、いわゆるごみ屋敷問題に対応するため、堆積物の排出や福祉サービスの申請に向けた支援等を実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施	環境局

施策 19 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます

## 施策20 衛生的な環境を確保します

### 施策の柱

#### ① 感染症対策の充実

病原性の高い新型インフルエンザなどの発生時に備えるため、重症患者数の増加に対応可能な医療体制の確保や、必要な医薬品、その他物資の備蓄などの対策を進めるとともに、結核などの感染症の発生予防につとめます。

また、健康危機への対応力を強化し市民の健康な暮らしを守るため、衛生研究所の移転改築を実施して機能強化をはかります。

#### ② 衛生的な生活環境の整備・確保

関係機関との連携・協力や、いわゆる違法民泊に対する調査・指導を推進し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するとともに、高齢者が多く利用する施設でのレジオネラ症対策を強化することにより、衛生的な生活環境の確保をはかります。

また、火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、老朽化した八事斎場の再整備を検討します。

#### ③ 人と犬猫が共生できる地域づくり

犬猫の飼主への迷惑・危害防止の啓発を強化し、動物愛護推進員と連携して啓発事業を実施するとともに、販売業者（ペットショップ）に対して販売時に適正飼養の説明を徹底するよう指導します。また、犬猫の殺処分ゼロをめざし、地域住民とボランティアとの協働によるのら猫の適正管理を推進するとともに、犬猫の飼主に対して終生飼養及び繁殖制限の啓発を実施します。

### 成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	39.7%	75%	75%以上
結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）	18.1 （平成29年）	15 （令和5年）	10 （令和12年）
近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	35.3%	28%	25%

#### 関連する個別計画

- ◆新型インフルエンザ等対策行動計画

## 現状と課題

① **【現状】** 新型インフルエンザの出現が危惧されており、発生した感染症が国内へ侵入するおそれがあります。また、平成 29（2017）年の結核り患率（人口 10 万人当たりの新登録患者数）は 18.1 であり、指定都市の中で 4 番目に高くなっています。

**【課題】** 今後、交流人口のさらなる増加が予想される中で、新型インフルエンザなどが発生した場合には爆発的に感染が拡大する可能性があり、発生時に感染の拡大を抑えるための体制の確立が急務となっています。また、感染症をはじめとする健康危機に的確かつ迅速に対応できるよう、衛生研究所の機能強化が必要です。

② **【現状】** 訪日外国人観光客の増加などに伴い住宅宿泊事業の需要が拡大していますが、騒音やごみ出し等に関する苦情が発生しているとともに、いわゆる違法民泊に対する通報があります。また、レジオネラ症患者の報告数が増加しており、平成 21（2009）年は 14 人でしたが、平成 30（2018）年には 52 人となっています。

現在、市民の火葬需要に対しては八事斎場及び第二斎場の 2 か所で対応して

いますが、八事斎場の残存耐用年数は 20 年程度以上であり、現状の構造体をそのまま利用する場合、火葬件数がピークとなる時期に使用できないことが想定されます。

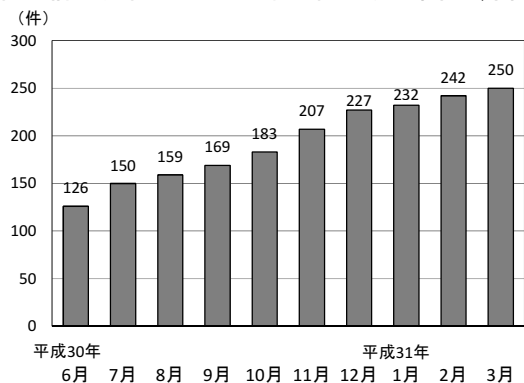
**【課題】** 周辺地域の生活環境への悪影響の防止や、いわゆる違法民泊への対策などを進め、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する必要があります。また、レジオネラ症の発生防止に向けて、水利用施設における衛生的な管理を促進する必要があります。

八事斎場が使用できない場合、第二斎場のみでは対応できず、恒常的な火葬待ちが発生するため、八事斎場の早急な再整備が必要です。

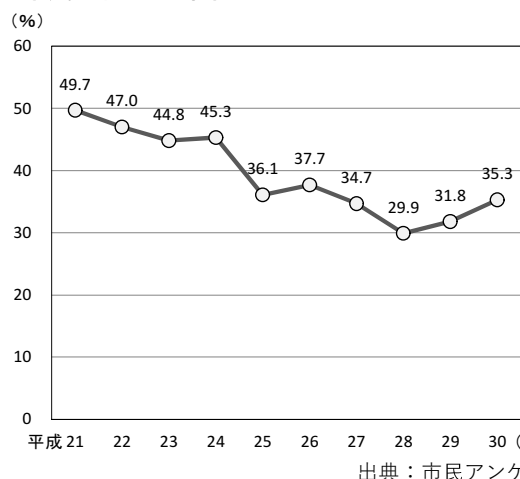
③ **【現状】** 近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合は減少傾向にあるものの、依然として多くの市民が迷惑を感じています。また、平成 29（2017）年現在では、犬の殺処分頭数はゼロとなっていますが、依然として猫については殺処分頭数がゼロとなっていない状況です。

**【課題】** 適正飼養の啓発や地域におけるのら猫の適正な管理、繁殖制限の啓発などを通じた、人と犬猫が快適に共生できるような地域づくりが求められています。

◇ 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数の推移（累計）



◇ 近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合の推移





施策を推進する事業

① 感染症対策の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
259 新型インフルエンザ等対策の推進	新型インフルエンザ等発生時の医療体制を確立するために、必要な医療資器材の備蓄、更新を実施	実施 医療資器材の備蓄数量 ▶抗インフルエンザウイルス薬 28,300錠 ▶高機能マスク 17,650枚 ▶不織布マスク 100,000枚 ▶防護服 17,650セット ▶検体搬送容器 26個 ▶消毒液 647本 ▶陰圧テント 6張	実施 医療資器材の備蓄及び更新	健康福祉局
260 衛生研究所の運営	市民の健康な暮らしを守るため、健康危機管理の拠点かつ本市の科学的・技術的中核機関として、感染症などの発生防止対策、調査研究、試験検査の実施、研修指導及び公衆衛生情報などの提供を実施するとともに、老朽化に伴う移転改築を実施	調査研究、試験検査の実施 移転改築の実施 ▶建設工事中	調査研究、試験検査の実施 移転改築の実施 ▶建設工事完了 ▶移転開設	健康福祉局
261 東部医療センターにおける感染症病床の再整備	感染症発生時に適切な医療を提供するため、第二種感染症指定医療機関として、新病棟の整備に伴い感染症病床（10床）を再整備し、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院治療を実施	工事中	開設（令和元年度） 運営	病院局

② 衛生的な生活環境の整備・確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
262 住宅宿泊事業 の適正な運営 の確保	住宅宿泊事業に伴う騒音やごみ出しなどの苦情発生防止など、事業者などによる事業の適正な運営を確保するため、関係機関との連携・協力体制を構築するとともに、住宅宿泊事業に関する啓発や苦情・相談の受付業務の充実、いわゆる違法民泊に対する調査・指導を推進	住宅宿泊事業(民泊)対策連絡会議の設置・運営  住宅宿泊事業に関する啓発の実施  苦情・相談受付業務の充実に向けた検討	住宅宿泊事業(民泊)対策連絡会議の運営  住宅宿泊事業に関する啓発の実施  苦情・相談受付業務の充実	健康 福祉局
263 レジオネラ症 防止対策の推 進	レジオネラ症患者の発生を防止するため、市民生活に密接な関わりを持つ旅館や公衆浴場の浴槽水などの水利用施設において、レジオネラ属菌検査を実施するとともに、高齢者が利用する社会福祉施設への対策を実施	レジオネラ属菌検査の実施 180 件  社会福祉施設の実態調査の実施	レジオネラ属菌検査の実施 180 件  社会福祉施設の実態調査の実施  社会福祉施設への要綱制定・指導の実施	健康 福祉局
264 八事斎場の再 整備	急速な高齢化に伴う火葬需要の増加に適切に対応するため、老朽化した八事斎場の再整備を推進	基本方針の策定調査	再整備基本計画の策定	健康 福祉局

### ③ 人と犬猫が共生できる地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
265 犬猫の殺処分 ゼロをめざし た取り組みの 推進	犬猫の苦情及び殺処分頭数の削減のため、住民とボランティアの協働によるのら猫対策を推進し、地域ののら猫に避妊・去勢手術を実施し、一代限りの猫の命を全うさせる取り組みの普及を推進するとともに、飼犬及び飼猫の終生飼養が困難となりがちな高齢者や多頭飼育者などへ終生飼養及び繁殖制限の啓発を実施	<p>地域におけるのら猫対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ なごやかキヤット サポーター宣言 288人</li> <li>▶ みまもり地域の設置 35地域</li> <li>▶ なごやかキヤット手術補助券の交付 1,810枚</li> </ul> <p>リーフレットを用いた終生飼養及び繁殖制限の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 配布枚数 20,000枚</li> </ul>	<p>地域におけるのら猫対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ なごやかキヤット サポーター宣言 300人</li> <li>▶ みまもり地域の設置 35地域</li> <li>▶ なごやかキヤット手術補助券の交付 2,000枚</li> </ul> <p>リーフレットを用いた終生飼養及び繁殖制限の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 配布枚数 20,000枚</li> </ul> <p>動物愛護管理推進計画の策定・推進</p> <p>犬猫の多頭飼育の届出制等の導入</p>	健康 福祉局
266 適正な飼養・管理の啓発	ペットと人が共生できるまちづくりの推進のため、犬猫の飼主に対し、迷惑・危害防止の啓発を強化し、動物愛護推進員と連携して啓発事業を行うとともに、犬猫の販売業者（ペットショップ）には販売時に購入者の知識・経験に照らして、適正に飼養・管理方法を説明するよう指導を実施	<p>動物適正飼養啓発教室の開催 651回 （平成29年度）</p> <p>83人の動物愛護推進員による啓発活動の実施</p> <p>すべての犬猫の販売業者に対する監視指導の実施（年間1回）</p>	<p>動物適正飼養啓発教室の開催 800回</p> <p>常時100人の動物愛護推進員による啓発活動の実施</p> <p>すべての犬猫の販売業者に対する監視指導の実施（年間1回）</p>	健康 福祉局



## 施策21 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します

### 施策の柱

#### ① 日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

水源となる河川の水質の良さを生かした安心・安全でおいしい水道水を今後も安定して届けるため、品質管理にかかる総合的な取り組みにより、日本一おいしい水道水をめざし安全性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上をはかります。あわせて、水源水質の急変など水源をめぐるリスクにも対応できるような施設整備を実施し、給水の安定性の確保をはかります。

#### ② 水源水質の良さを守る取り組み

良質な水源水質の恩恵を将来にわたり受けることができるよう、木曾三川流域における自治体相互の連携を強化するとともに、持続可能な地域経済の振興や水環境保全に対する住民参加の促進をはかります。

### 成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	77.0%	80%	85%
配水管内の水道水残留塩素濃度 <sup>※</sup> が0.2~0.5mg/Lの範囲となる地点の割合	85.4%	90%以上	90%以上
小規模貯水槽水道 <sup>※</sup> の水質や構造に関する点検・指導実施率 <sup>※</sup>	2巡目 53.2% (平成29年度)	3巡目 60%	新たな指導方法を検討

※**残留塩素濃度**：水に注入した塩素が、消毒効果を持つ有効塩素として消滅せずに残留している塩素の濃度（安全で塩素臭を不快に感じない残留塩素濃度として0.2~0.5mg/Lの範囲を設定）。

※**小規模貯水槽水道**：受水槽や高架水槽を経由して給水する設備のうち、受水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>以下の法的規制を受けないもの。

※**点検・指導実施率**：小規模貯水槽水道の水質や構造に関する点検・指導は、令和2(2020)年度中に2巡目が完了し、引き続き3巡目を実施する予定。

## 現状と課題

- ① **（現状）** 本市は、大正 3（1914）年の給水開始以来、100 年以上にわたり安全な水道水を送り続け「断水のないなごやの水道」という歴史を築いてきました。また、良質な水源水質と適正な品質管理により、おいしい水道水として高い評価を受けています。

一方で、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて集中的に整備した浄水場や配水場、配水管など施設の老朽化が進んでいます。また、近年頻発している豪雨によって、河川への土砂流入などに伴い濁度が急上昇するなど、水源水質が急激に悪化することがあるほか、全国的に湧水や水源の水質汚染事故が発生しています。

**【課題】** 今後も、市民に満足いただける安心・安全でおいしい水道水をじゃ口まで届けることができるよう、品質管理にかかる総合的な取り組みを継続的に進めていく必要があります。

また、老朽化した施設の更新を着実に実施し、引き続き安定給水につとめていくとともに、危機的な湧水や水源水質の急変など水源をめぐる多様なリスクに対応する必要があります。

- ② **（現状）** 河川をはじめとする健全な水環境を守るため、木曾三川流域の自治体とともに流域連携事業に取り組んでいます。

**【課題】** 高齢化や過疎化、農林業の衰退など上中流域が抱えるさまざまな事項に対して、流域全体で議論していくことが重要であることから、引き続き流域自治体との連携を深め、健全な水環境の保全に取り組んでいく必要があります。

### ◇ ダム湖の水質調査



### ◇ 小規模貯水槽水道の点検



### ◇ 木曾三川マルシェ（流域自治体との連携）



施策を推進する事業

① 日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
267 安定供給に向けた浄水場の整備	豪雨による河川の濁度の急変などに対応するため、浄水場の施設整備を実施	検討	春日井浄水場の整備 ▶凝集沈澱池 整備中 ▶活性炭注入設備 整備完了	上下 水道局
268 水質管理の充実	水道水の安全性向上のため、水道システムのリスクマネジメントとして水安全計画を継続的にレベルアップし、水源からじゃ口までの体系的なリスク管理を実施	実施	実施	上下 水道局
269 残留塩素濃度の適正管理	よりおいしい水道水を利用できるように、浄水場からじゃ口までの流達時間の短縮などにより、残留塩素濃度の適正管理を実施	実施	実施	上下 水道局
270 配水施設の適正管理	安心・安全でおいしい水道水の安定供給のため、配水池の清掃や補修、配水管内のクリーニングを実施	配水池の清掃 1池 配水管内クリーニング 30km	配水池の清掃 13池（5か年） 配水管内クリーニング 120km（5か年）	上下 水道局
271 直結給水の普及促進	中高層集合住宅に居住している利用者が、受水槽を経由することなく配水管から直接新鮮な水を利用できるよう直結給水を普及促進	PRの実施	PRの実施	上下 水道局
272 貯水槽水道の適正管理に向けた点検・指導	貯水槽水道の利用者が安心・安全でおいしい水道水を飲めるように、法的規制を受けない小規模貯水槽水道の点検・指導を実施するとともに改善状況を確認	点検・指導の実施	点検・指導の実施	上下 水道局
273 水道水のおいしさのPR	なごやの水道水のおいしさを広くPRするため、常設のマイボトル対応冷水機を設置	検討	設置	上下 水道局

② 水源水質の良さを守る取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
274 流域連携の推進	河川をはじめとする健全な水循環を守るため、木曾三川流域の自治体と連携を深め、水環境保全に取り組む流域連携事業を実施	実施	実施	上下 水道局

施策 21 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します



## 施策22 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

### 施策の柱

#### ① 消費生活の安定・向上

消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応するため、消費生活相談の知識の蓄積や技術の向上をはかります。さらに、民法の改正による成年年齢の引き下げに対応するため、消費者教育の充実をはかります。

#### ② 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全・安心で新鮮な生鮮食料品を確保するための衛生管理の徹底をはかるとともに、安定的な供給や効率的な流通を確保するため、適正かつ健全な市場運営に取り組みます。

#### ③ 食の安全・安心の確保

市内の食品関係施設の監視指導や検査を実施するとともに、HACCP<sup>\*</sup>に沿った衛生管理を推進します。また、消費者・事業者・行政の三者で情報の共有をはかります。さらに、農産物の生産段階においては、農家に対して家畜伝染病対策や農薬の適正使用についての知識の普及につとめ、食の安全・安心の確保をはかります。

### 成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	50.8%	62%	65%
生鮮食料品が安定的に供給されていると感じる市民の割合	93.2%	94%	95%
食品が安全・安心だと感じる市民の割合	83.9%	80%以上	80%以上

#### 関連する個別計画

- ◆第2次消費者行政推進プラン ◆食の安全・安心の確保のための行動計画2023

※HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者が食中毒菌汚染等や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。



## 現状と課題

① **【現状】** 近年、消費生活相談件数は、14,000 件から 15,000 件台の間で推移しています。高齢者では訪問販売による家屋の修繕工事やインターネット通信に関する相談の割合が高く、若者ではインターネットなどのデジタルコンテンツに関する相談の割合が高くなっています。

**【課題】** 近年の商品・サービスの複雑化・高度化に伴い、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応する必要があります。

自立し、主体的な消費行動をとることのできる消費者市民を育成するため、関係機関と連携し、より効果的に消費者教育や啓発に取り組んでいくとともに、民法の改正による成年年齢の引き下げにも対応していく必要があります。

② **【現状】** 卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。

**【課題】** 生鮮食料品の安全・安心への関心が高まる中、これまで品質管理の向上や効率的な経営を進めてきた中央卸売市場が、市場を取り巻く環境の変化に対応し、引き続き生鮮食料品の安定的な供給に大きな役割を果たしていくことが必要です。

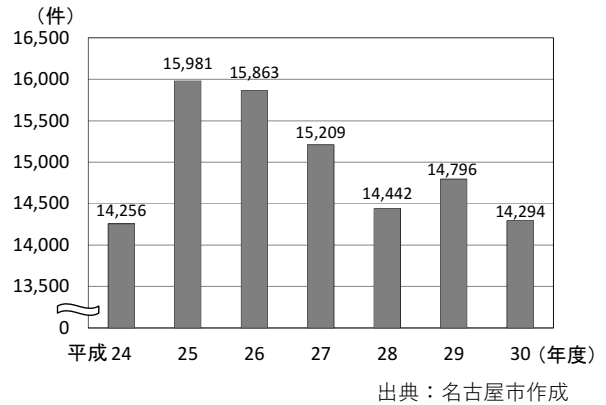
③ **【現状】** カンピロバクターやノロウイルスなどによる食中毒の発生や食品への異物混入など、食の安全・安心に関わる事件が依然として発生しています。

また、食品衛生法の改正に伴い、HACCP の制度化が予定されているなど、事業者による食品衛生管理のさらなる向上が求められています。

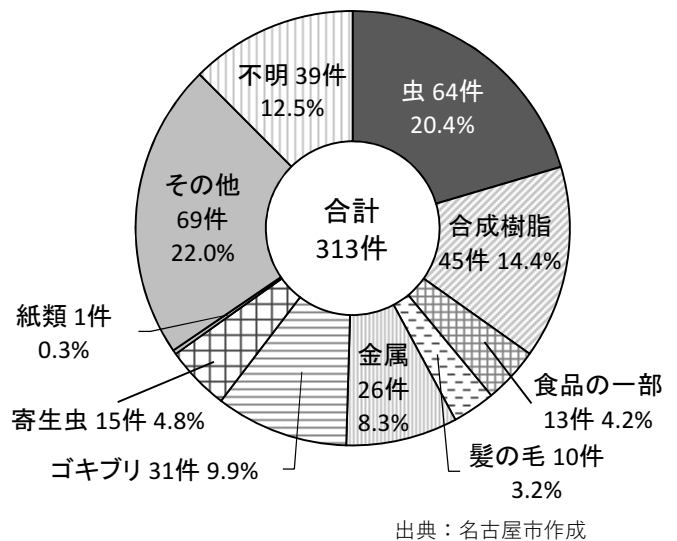
**【課題】** 事業者に対しては HACCP に沿った衛生管理手法の導入を促進するとともに、消費者に対しては知識と理解を深められるよう情報提供を行うなど、それぞれの立場からの取り組みを促していく必要があります。

また、生産段階においても、食の安全・安心の確保をはかる必要があります。

◇ 消費生活センターへの相談件数の推移



◇ 異物混入事例の内訳 (平成 30 (2018) 年度)



施策を推進する事業

① 消費生活の安定・向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
275 消費生活の啓 発指導と適正 な計量の推進	消費者被害防止のため、市民参加型イベントの開催や倫理的消費（エシカル消費）をはじめとする消費者教育を行うとともに、市内事業所において適正な計量等の検査・指導を実施	市民参加型イベントの開催 ▶ 消費者団体・事業者団体・大学等の参加団体数 57 団体  消費者教育の実施  商品量目の立入検査 2,007 件	市民参加型イベントの開催 ▶ 消費者団体・事業者団体・大学等の参加団体数 57 団体  消費者教育の実施  商品量目の立入検査 2,000 件以上	市民 経済局
276 消費生活セン ターの運営	消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談や苦情のあった商品のテスト、不適正取引にかかる事業者指導、消費者啓発講座の実施・消費者被害未然防止啓発誌の作成・配布等とともに消費生活情報ホームページによる情報提供を実施	実施 ▶ 相談員のあっせん 解決率 94% ▶ 啓発講座・消費者教育の支援等の実施数 234 回	実施 ▶ 相談員のあっせん 解決率 95% ▶ 啓発講座・消費者教育の支援等の実施数 1,400 回（5 か年）	市民 経済局

② 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
277 中央卸売市 場・と畜場の運 営・整備	生鮮食料品等の円滑な流通と安定した供給を確保し、市民生活を安定・向上させるため、本場、北部市場、南部市場を運営し、市場施設の整備や維持管理、場内業者の業務指導、市場の活性化事業などを実施するほか、法改正等に伴う市場のあり方を検討	実施 ▶ 基幹設備改修工事等 ▶ 市場活性化事業 市場まつり等の開催	実施 ▶ 基幹設備改修工事等 ▶ 市場活性化事業 市場まつり等の開催 ▶ 市場のあり方検討	市民 経済局

③ 食の安全・安心の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
278 HACCP に沿った衛生管理の推進	食の安全を確保するため、HACCP に沿った衛生管理を推進するとともに、食品関係施設の監視指導及び検査を実施	HACCP に沿った衛生管理の推進 ▶実施している施設の割合 12.7% (重点施設*) (平成 29 年度)  監視指導及び検査の実施 (平成 29 年度) ▶監視指導 93,746 件 ▶収去検査 92,807 項目	HACCP に沿った衛生管理の推進 ▶実施している施設の割合 100% (全施設)  監視指導及び検査の実施	健康福祉局
279 食の安全への信頼醸成	食の安全への信頼醸成をはかるため、消費者、事業者及び行政で情報共有や意見交換を行うリスクコミュニケーション事業を推進するとともに、正確かつ適切な情報提供を実施	リスクコミュニケーション事業の実施 ▶参加者数 2,457 人  消費者対象講習会の実施 ▶実施回数 372 回	リスクコミュニケーション事業の実施 ▶参加者数 3,000 人以上  消費者対象講習会の実施 ▶実施回数 400 回	健康福祉局
280 生産段階における食の安全・安心の確保	畜産農家に向けて、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、巡回指導等の事業を実施するほか、農家に対して、安全・安心な農産物の生産を促すため、農薬の適正使用を啓発する講習会や環境保全型農業を推進する講習会を実施	全畜産農家に対する巡回指導及び消毒薬・殺虫剤の配布  農家向け講習会の実施 3 回	全畜産農家に対する巡回指導及び消毒薬・殺虫剤の配布  農家向け講習会の実施 3 回	緑政土木局

※重点施設：大規模食品製造業及び給食施設等をさす。